

# 板橋区高齢者紙おむつ等支給事業のご案内（現金助成）

**区の決定を受けた月（利用開始年月）以降に使用した紙おむつ代が対象です。利用開始年月より前の紙おむつ代は、対象外のため、請求することができません。「利用開始年月」は区が送付する決定通知書をご確認ください。**

## 1. 助成対象となる紙おむつ代

- 入院（入所）中に使用した、病院（施設）が指定する紙おむつ・尿取りパッドの購入代金
  - ※ 布おむつ、おむつカバー、おむつ廃棄料等は対象外
  - ※ ドラッグストア、通販等で個人購入した紙おむつ等は対象外
- 上限額：月額7,000円（上限額に満たない場合は実際に支払った額）

## 2. 助成金の請求方法

- 入院（入所）時の紙おむつ代について、請求書類（※）をそろえ、4月・8月・12月の請求期間を目安にご請求ください（※請求書類は裏面「4. 提出書類」参照）。
- 書類がそろわない等の理由で、請求期間内に請求できない場合は、書類がそろい次第ご請求ください。なお、**助成金が請求できるのは、決定を受けた月以降に使用したもので、かつ、使用した月から1年以内のものに限ります**（例：今年の5月に入院して使用した紙おむつ代を請求できるのは、来年の5月までです）。
  - ※ 請求は毎月受付しています。退院、区外転出等の場合は請求期間を待たずにご請求いただけます。

## 3. 退院（退所）、転院（転所）した場合の現物支給への切り替え

退院（退所）し在宅で紙おむつを使用する場合や、転院（転所）して紙おむつの持ち込みが可能になるなどを理由に、**区が配送する紙おむつ（現物支給）**を利用する場合は、**現物支給に切り替えをするため、高齢政策課（03-3579-2464）へご連絡ください。**



**同じ月に現物支給（紙おむつの配送）と現金助成（紙おむつ代の助成）の重複はできません。現物支給は切り替えのご連絡をいただいた月から開始となります。ただし、その月の紙おむつ代について現金助成を請求する場合は、翌月分から現物支給開始となります。**

例：利用開始月が5月で、退院した9月に現物支給の切り替え連絡をした場合

入院（4月15日～9月10日）→					退院（9月10日～）→	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
対象外（※1）	現金助成対象期間				現物支給対象期間（※2）	

※1 利用開始月より前の4月分（4月15日～30日分）の紙おむつ代は助成対象外です。

※2 **現物支給は連絡を受けた9月から開始します（例：9月日割り分の紙おむつ代を請求する場合は、9月分までを現金助成とし、翌月10月分から現物支給開始とします）ので、お申し出ください。**

## 4. 提出書類 (区指定様式の書類は、決定通知書とともに郵送します)

窓口または郵送で、高齢政策課に書類をご提出ください。

郵送の場合、高齢政策課に書類が届き、全ての書類がそろった日を受理日とします。

初回のみ 必要	<b>(1) 支払金口座振替依頼書 (※区指定様式)</b> ※受給者本人名義の口座をご指定ください。 ※2回目以降の請求時には不要ですが、振込先を変更する場合は都度提出が必要です。
請求時 毎回必要	<b>(2) 紙おむつ等購入費助成請求書 (※区指定様式)</b> ※請求時に毎回必要となります。コピーしてご利用ください。
	<b>(3) 病院(施設)で使用した紙おむつ代の領収書【ア】または【イ】のいずれか</b> ※請求時に毎回必要となります。領収書はコピー可(原本提出の場合は返却できません)。
	<b>【ア】 病院(施設)に直接紙おむつ代を支払っている場合</b> ・ <b>病院(施設)が発行している領収書</b> 受給者氏名・紙おむつ代・期間・入院(入所)先が明記され、領収印があるもの
	<b>【イ】 病院(施設)と提携しているアメニティ業者等に紙おむつ代を支払っている場合</b> <b>①と②をセットにしてご提出ください(①と②は同じ期間のものがが必要です)。</b> ① <b>アメニティ業者等が発行している紙おむつ代の領収書</b> 受給者氏名・紙おむつ代・期間が明記され、領収印があるもの ② <b>病院(施設)が発行している領収書(入院(入所)証明として必要です)</b> 受給者氏名・期間・入院(入所)先が明記され、領収印があるもの
※ 口座引き落とし等で領収書が発行されない場合は、 高齢政策課 高齢者相談・給付係 (03-3579-2464) までご相談ください。	

## 5. 助成金の支給方法

**振込先:** 「支払金口座振替依頼書」にご記入いただいた受給者本人名義の口座

**振込日:** 請求書を受理した日の翌月末(入金は数日遅れることがあります)

※振込通知はお送りしないため、通帳にてご確認ください。振込名義は「イタバシクオムツダイ」です。

## 6. 下記の場合は資格喪失となりますので高齢政策課へご連絡ください。

- ・ 介護保険施設(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院)に入所した
- ・ 受給者本人が死亡した(未請求のおむつ代が残っている場合、ご親族等がおむつ代を請求するための「未払い分請求書」を送付します)

### 【書類提出・問合せ先】

板橋区役所 高齢政策課 高齢者相談・給付係 ☎03-3579-2464

所在地: 〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1 (板橋区役所北館 2階 17番)

受付時間: (土・日・祝日・年末年始を除く)【月～金】午前9時から午後5時まで